明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　二
〔省　令〕
○大学設置基準の一部を改正する省令（文部科学三五）　二
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一八三）　二
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件　二
（法務六六七）　三
○除籍が滅失した件（同六六八）　三
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正に関する件（外務四九二）　四
○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（財務三六六）　四
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同三六七）　四
○大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件（文部科学一七九）　六
○選定保存技術の保持者の認定及び選定が解除された件（同一八〇）　六
○雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準を定める件（厚生労働四三五）　六
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条の二、第二十三条の五及び第三十四条の四の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件の一部を改正する件（特許庁二〇）　六
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第三号に規定する電子証明書を定める件の一部を改正する件（同二一）　六
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合を定める件を廃止する件（同二二）　七
○建設業法施行令第二十七条の七の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件の一部を改正する件（国土交通一四四一）　七
○航空法施行規則第百四十七条第五号の規定により航空機衝突防止装置を装備しなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同号に規定する航空機衝突防止装置を装備することが困難なもの及び当該航空機に装備しなければならない航空機衝突防止装置について同号の規定にかかわらずなお従前の例によることとする期間を定める告示の一部を改正する告示（同一四四二）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二四五～二四八）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（同二四九）　八
○道路に関する件（東北地方整備局二七〇、二七一）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三六二）　八
○都市計画に関する件（同三六三、三六四）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一六二、一六三）　九
○道路に関する件（北海道開発局二七五～二七八）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕　一〇
内閣　法務省　京都市
〔叙位・叙勲〕　一二
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕　一三
法　務
公証人任免（法務省）　一三
〔公　告〕　一三
諸　事　項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建築士懲戒処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一四
会社その他　一四〇